

【注意事項】

- ・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、サービスごとの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要な場合があります。
- ・この一覧表に掲載されているサービス以外に調整中のものもあります。調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。

県・市町村の行政サービス【出雲市】

(令和6年2月 日現在)

制度・サービス名	内 容	受領カード等の提示		問合せ先		備 考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
市営住宅の入居申込み	パートナーシップ関係にあることを宣誓された方々は、市営住宅の入居申込みを行うことができます。	○		建築住宅課	0853-21-6150	申込先：島根県住宅供給公社 出雲住宅管理事務所 (TEL 0853-23-1591)
住民票	続柄を「縁故者」とすることができます。	○		市民課	0853-21-2315	必要書類 ・受領カード ・宣誓書の写し
住民票の写しの請求	住民票同一世帯のパートナーは、住民票の写しの請求が同一世帯員としてできます。(委任状不要)		○	市民課	0853-21-2315	
住民票の異動	住民票同一世帯のパートナーは、住所異動の手続きが同一世帯員としてできます。(委任状不要)		○	市民課	0853-21-2315	

生活保護	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができます。		○	福祉推進課	0853-21-6962、 21-6691	
生活困窮者自立支援事業	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができます。		○	福祉推進課	0853-21-6962、 21-6691	
障害者手帳（身体・療育・精神）の受け取り	本人に代わって障害者手帳を受け取ることができます。		○	福祉推進課	0853-21-6959	
障害者手帳（身体・療育・精神）交付	パートナーが申請を代行することができます。		○	福祉推進課	0853-21-6959	
自立支援医療（更生・育成・精神）	パートナーが申請を代行することができます。		○	福祉推進課	0853-21-6959	
障がい者補装具・日常生活用具給付	パートナーが申請を代行することができます。		○	福祉推進課	0853-21-6961	
福祉医療	パートナーが申請を代行することができます。		○	福祉推進課	0853-21-6959	
特別障がい者手当	パートナーが申請を代行することができます。		○	福祉推進課	0853-21-6959	
特別児童扶養手当	パートナーが申請を代行することができます。		○	福祉推進課	0853-21-6959	
生活支援事業 （腎臓機能障がい者通院交通費助成事業、障がい者自動車運転免許取得事業、身体障がい者自動車改造費助成事業）	パートナーが申請を代行することができます。		○	福祉推進課	0853-21-6959	
生活支援事業 （障がい者福祉タクシー利用券の助成）	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができます。		○	福祉推進課	0853-21-6959	
障がい福祉サービス	パートナーが申請を代行することができます。		○	福祉推進課	0853-21-6961	

地域生活支援事業 (移動支援事業、訪問入浴事業等)	パートナーが申請を代行することができます。		○	福祉推進課	0853-21-6961	
要介護(要支援)認定	パートナーが申請を代行することができます。		○	高齢者福祉課	0853-21-6971	
子ども医療費助成制度	パートナーが申請を代行することができます。		○	子ども政策課	0853-21-6963	
乳幼児等医療費助成制度	パートナーが申請を代行することができます。		○	子ども政策課	0853-21-6963	
しまね子育て応援パスポート 「こころ」	パートナーが申請を代行することができます。		○	子ども政策課	0853-21-6963	